



町では、様々な移動ニーズにきめ細やかに
応え、利便性を高めるため、10月1日から
コミュニティバス1台と予約型乗合タクシー
「らくのるきやま」2台、遠距離通学支援バス
1台による新たな公共交通体系へ移行します。

あなたの移動をもっと便利に。新しく生ま
れ変わる町の公共交通が、皆さまの暮らしを
支えます。

広報
きやま
10
No.1264

題字：松田 朴伝（基山町出身）

今月の納付・納税期限

- ☒ 町県民税・森林環境税【3期】
- ☒ 国民健康保険税【5期】
- ☒ 後期高齢者医療保険料【4期】
- ☒ 保育料【10月分】
- ☒ 住宅使用料【10月分】
- ☒ 水道料金下水道使用料【4期】

納期限
11月2日(月)

詳しくは 税務課 ☎ 92-7918 まで

町長メッセージ

～物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る事務手続誤りについて～

基山町長の松田一也です。

日頃より、基山町の町政運営に対しまして、町民の皆様には深いご理解と温かいご支援、ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

町では、町民の皆様が安心して暮らすことができ、将来に希望を持てるまちづくりを目指し、職員一丸となって様々な施策に取り組んでおります。これもひとえに、町民の皆様のご理解とご協力があったからこそのもので、改めて感謝申し上げます。

そのような中、このたび、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得世帯支援枠及び不足額給付分の給付金・定額減税一体支援枠）に係る事務手続の誤りにより、本来、町が適切に受けるべき交付金 1,147 万円が受領できず、町の財政に損害を与える結果となりました。町民の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

今後は、損なった町政に対する信頼を一日も早く取り戻すことができるよう、私自身が先頭に立ち、組織としての改善と再発防止に責任を持って取り組んでまいります。具体的には、業務執行における確認・審査体制や決裁過程を改めて検証し、組織のチェック機能を一層強化して参ります。

また、今回の事案を重く受け止め、町の責任者としてその責任を明らかにするため、私自身及び副町長について、給与を三カ月間減額する条例案を9月定例会に提出し、議会において、可決いただきました。また、担当職員につきましても、それぞれの責任に応じた懲戒処分を行いました。

自らの職責を改めて認識し、二度とこのようなことがないように、緊張感と責任感を持って業務に取り組み、適正かつ確実な行政運営を徹底してまいります。そして、職員とともに一つひとつの仕事に誠実に向き合い、より良い町政運営に努めてまいります。

今後とも、基山町政へのご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

相続した不動産でお困りですか？

- ☒ 空き家のまま放置してしまっている
- ☒ 複数の不動産を相続してどうしていいかわからない
- ☒ 固定資産税などの維持費の負担が大きい
- ☒ いくらで売れるか査定だけでもしてみたい



相談無料

まずは気軽にご相談！

0942-82-2408

株式会社坂口組 不動産事業部
〒841-0004 鳥栖市神辺町 450-3



有料広告